

特定非営利活動法人とにもあゆむ会
グループホーム ぶどう苑 運営規定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人とにもあゆむ会が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業及び、介護予防認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立が困難になった要介護状態の利用者に対して、家庭的な環境の下で心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるような共同生活住居の場を提供することを目的とする。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境の下で心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護予防計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとする。
- 8 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 9 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 10 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームぶどう苑
- (2) 所在地 岩手県花巻市大迫町大迫1-4-55

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤又は兼務）
管理者は、従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名（常勤又は兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 看護職員 1名（非常勤）
看護職員は、日常的な健康管理を行い、医療サービスの必要な場合に適切な対応をとるなどの医療連携体制を整備する。
- (4) 介護員 5名以上（常勤又は兼務）
介護員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(対象者)

第6条 利用者は、要介護者（要支援2、要介護1～5）であって認知症の状態にあるものとする。ただし、伝染病疾患等のため現に治療を受け、又は療養を要する者は除く。

(利用定員)

第7条 利用定員は、ユニット1が9名、ユニット2が9名で、計18名とする。

(介護等)

第8条 事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(健康管理)

第8条 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じる。

(介護計画の作成)

第10条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下計画）を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、利用者に交付する。
- 4 計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

第11条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 家賃については、1泊1,000円に宿泊した日数を乗じた額を徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する

朝食 400円 昼食 500円 夕食 500円

- 4 水道光熱費については、1日 **650円**に利用した日数を乗じた額を徴収する。
- 5 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 6 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 7 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 8 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明し同意を得るものとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明し同意を得るものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

- 第12条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援・要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（地域との連携等）

- 第12条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成させる協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営

推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(秘密保持)

第 13 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 14 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 16 条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針を整備する
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するも者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

- 第18条 事業の実施にあたっては、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く。
- 2 前項の規定による身体拘束を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の身体状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ行うことが出来る。
- 3 前項規定による身体拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従事者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

（業務継続計画の策定等）

- 第19条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（緊急時における対応策）

- 第20条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

- 第21条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、

管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(従業員の就業環境の確保について、パワハラ・セクハラの防止)

第 22 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(消火設備等)

第 23 条 火災等災害に備えるべく、消火器、自動火災報知機、誘導灯等必要な設備を常時備え、そのうえで防火管理者を設置し、各設備に関する点検を定期的に行うこととする。

(その他運営についての重要事項)

第 24 条 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成 20 年 4 月 6 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 1 月 29 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。